

桶川市ごみ集積所設置基準

1. 趣旨

この基準は、ごみ集積所の設置に関して、必要な事項を定めるものです。

2. 対象

- (1) 桶川市開発行為等に関する指導要綱の適用範囲に掲げる事業で設置する集積所
- (2) 桶川市開発行為等に関する指導要綱の適用除外に掲げる事業で設置する集積所
- (3) 既存住宅等に設置する集積所

3. 協議

- (1) ごみ集積所設置にあたっては、内容を桶川市環境センター（以下、「市」という。）と十分協議すること。

4. 設置場所

ごみ集積所の設置場所については、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法等の法令に抵触しない場所であること。
- (2) ごみ収集作業の安全が確保できる場所であること。
- (3) 収集車両へ容易にごみを積み込むことができる場所であること。
- (4) 収集車両が容易に通り返り出来る道路に面した場所であること。
- (5) 敷地内部に設ける場合は、収集車が容易に方向転換、又は通り返り出来る場所であること。

5. 設置基準

- (1) ごみ集積所の利用者が、5世帯以上であること。（集合住宅を除く）
- (2) ごみ集積所の床面積は、1世帯当たり有効0.2平方メートル（10世帯以下の場合は、最低有効2.0平方メートル以上。）とし、間口1.5メートル以上、奥行き0.5メートル以上設けること。

6. 構造

ごみ集積所の構造等は、次のとおりとする。

- (1) 形状は、長方形型を基本とし、三方を高さ0.8メートル以上のコンクリート又はブロック塀（以下、「ブロック等」という。）で囲み、床面はコンクリートとし、道路と同じ高さにする。

- (2) ブロック等にフックを概ね0.5メートル間隔に取り付け、ネットを設置し、市が配布する看板を設置すること。
- (3) 道路に面した部分の上端部の角を45度で10センチメートル以上カット、又は削り、危険のないようにすること。
- (4) 電柱、電柱等の支線やごみ収集作業上支障となるものなどは、ごみ集積所内に設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、電柱、電柱等の支線の占有する幅及び面積は、設置基準でいう間口、奥行き、面積に含めないこと。
- (5) ごみストッカーは、原則、前面が開く形状のものとする。また、床面に固定し、転倒がないようにすること。
- (6) 扉等の構造は、収集作業に支障がないよう配慮すること。
- (7) 前各号に掲げる構造等にすることが困難な場合は、市と別途協議すること。
- (8) 共同住宅等で、市が配布する看板を設置することができる構造であれば、ブロック等をごみストッカーに変えることができる。その場合は、ブロック等に変更、地先境界ブロックにすることが出来る。

7. 留意事項

- (1) ごみ集積所を設置しようとする者は、近隣住民とトラブルのないように十分協議し、調整の上、設置すること。
- (2) ごみ集積所の隣接地の所有者及び管理者が申請者と異なる場合は、承諾(様式3)を得ること。
- (3) ごみ集積所までの進入路が私道又は民地であり、その土地の所有者が申請者と異なる場合は、承諾(様式4)を得ること。
- (4) 開発区域内にごみ集積所を設置しないで、既設のごみ集積所を利用する場合は、その土地の所有者及び管理者または代表者等から承諾(様式4)を得ること。
- (5) 鍵等の施錠はしないこと。
- (6) 店舗等併用住宅において、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を同一の集積所で利用する場合、仕切り等で分離すること。
- (7) 市は、ごみ集積所の帰属等の申し出は原則受けないものとする。
- (8) ごみ集積所は利用開始後、原則として半年間に変更してはならないこと。

8. 維持管理

- (1) ごみ集積所の維持管理は、利用者又は管理者が適正な管理を行い環境の保全に努めるものとする。

9. ごみ収集開始までの流れ

- ①ごみ集積所の設置希望場所について、事前協議を行うための書類（様式1）を提出してください。
 - ・桶川市開発行為等に関する指導要綱に基づく事前協議は、この協議に変えることができます。
- ②「①」に基づき、市で現地確認を実施します。
 - ・内容によって立会を求めることがあります。
- ③協議事項において問題がなければ、ごみ集積所届（様式3）を提出してください。
 - ・留意事項（2）から（4）の承諾は、ごみ集積所設置届提出までに得てください。
 - ・ごみ収集の利用開始希望日の10日前までに市へ提出してください。

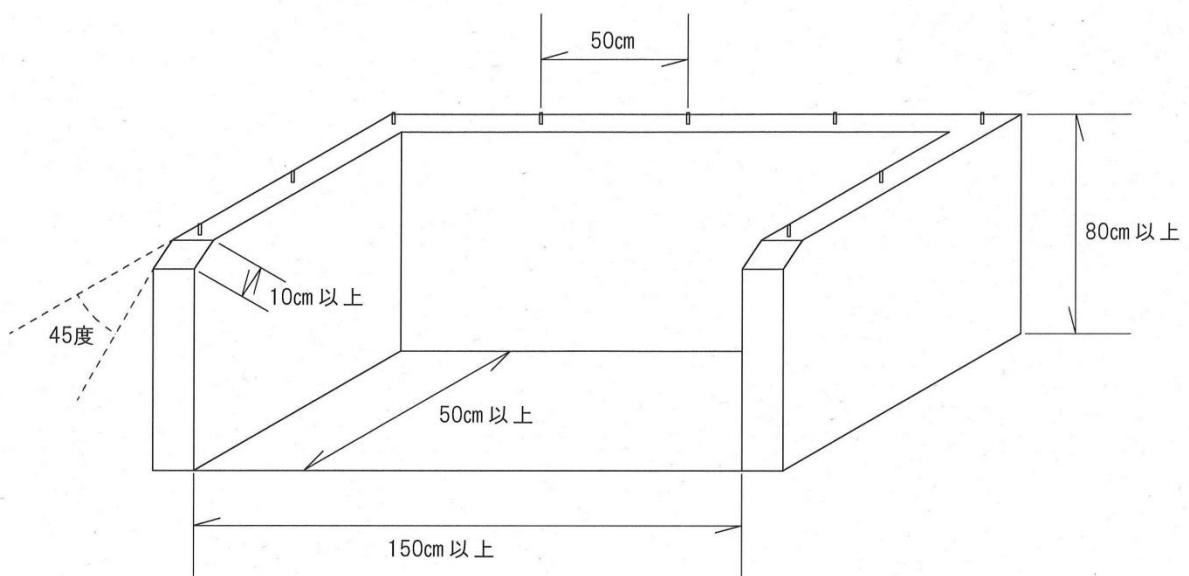
附則

（施行期日）

この基準は、平成29年3月15日から施行する。

ただし、この基準の施行日前に設置されたもの、及び協議の申請があったものについては、なお従前の例による。

標準集積所参考図



ごみ集積所設置事前協議書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所 _____

(利用者代表・区長・班長・その他 ())

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

下記の場所についてごみ集積所設置基準に基づき協議願います。

記

設置場所	桶川市
設置理由	1. 新設 2. 利用世帯増加による 3. その他 ()
設置形状	1. ブロック囲い 2. ストックヤード 3. ネットのみ 4. その他 ()
その他事項	

※添付書類：案内図、設置場所図、構造図

市役所チェック欄 (申請者は記入しないでください)

設置場所	適・不適	理由	
設置基準	適・不適	理由	
構造	適・不適	理由	

ごみ収集場所について、収集に (支障がなし・ 支障があり再協議が必要です。)

課 長			担 当

様式2

ごみ集積所隣接地承諾書

私所有の土地・管理地に隣接した、桶川市 _____ に
住民 _____ 戸が使用のごみ集積所を設置することを下記のとおり承諾します。

記

年 月 日

隣 接 者 住 所 : _____

氏 名 : _____ (印)

ごみ集積所（新設・変更・移動・廃止）届

年 月 日

桶川市長

申請者 住所 _____

(利用者代表・区長・班長・その他 ())

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

下記の場所についてごみ集積所の（新設・変更・移動・廃止）を願います。

記

設置場所	桶川市		
利用世帯数	() 世帯	収集希望日 (収集開始日)	年 月 日
設置形状	1. ブロック囲い 2. ストックヤード 3. ネットのみ 4. その他 ()	面積	m × m = m ² ()
		設置位置	民地・()
備考			

上記のごみ集積所について、設置することを承諾します。

管理者	住所		氏名	(印)
土地所有者	住所		氏名	(印)

※申請者と管理者、または土地所有者が同一の場合、記入不要

※添付書類：案内図、設置場所図、構造図（協議書を提出している場合、添付不要）

隣接地承諾書（有・無）

※廃止の場合は、備考欄に理由を記入

市役所チェック欄（申請者は記入しないでください）

リンクコード		データ入力	<input type="checkbox"/>	燃・不燃収集	<input type="checkbox"/>
地図ページ	ページ -	現地写真	<input type="checkbox"/>	資源収集	<input type="checkbox"/>

課長			担当

承諾書

桶川市 _____ の _____ にあるごみ集積所

について、下記の内容を承諾します。

記

1. _____

2. _____

3. _____

以上

年 月 日

承諾者 住所： _____

氏名： _____ ⑩